

第34期 東京都青少年問題協議会 第1回総会

令和6年6月14日（金曜日）
午後4時30分～午後5時30分
第一本庁舎7階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 副会長選任
- 4 会長挨拶（東京都知事 小池 百合子）
- 5 諮問事項
- 6 協議会の運営
- 7 意見交換
- 8 閉 会

第34期東京都青少年問題協議会委員名簿

令和6年6月14日現在

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	小 池 百合子	東京都知事	
都議会議員 6人	本 橋 たくみ おじま 紘 平 まつば 多美子 米 倉 春 奈 風 間 ゆたか 田の上 いくこ	東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員	
区長・市長 2人	大久保 朋 果 長 友 貴 樹	江東区長 調布市長	
学識経験者 (若年支援部会) ※50音順	井 利 由 利 小 西 暁 和 新 保 幸 男 杉 浦 ひとみ 土 井 隆 義 堀 有 喜 衣	公益社団法人青少年健康センター茗荷谷クラブ 早稲田大学法学学術院教授 神奈川県立保健福祉大学教授 弁護士、東京アドヴォカシー法律事務所 筑波大学教授 独立行政法人労働政策研究・研修機構 統括研究員	
学識経験者 (若者部会) ※50音順	荒 井 佑 介 大 橋 暉 弘 小 奈 悠 馬 土 肥 潤 也 西 山 なつ美 與那覇 千 夏	特定非営利活動法人サンカクシャ代表理事 認定特定非営利活動法人育て上げネット 特定非営利活動法人青少年自立援助センター NPO法人わかもののみち・株式会社C&Yパートナーズ 多摩市若者会議 調布市子ども生活部児童青少年課	
関係行政庁 の職員 5人	川 島 敦 子 杉 山 弘 晃 阿 部 健 一 茂 原 徳 雄 及 川 裕 康	東京矯正管区第三部長 東京保護観察所長 東京地方検察庁刑事部長 東京労働局職業安定部長 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	
東京都の 職員 8人	坂 本 雅 彦 田 中 愛 子 豊 田 義 博 竹 迫 宜 哉 山 口 真 田 中 慎 一 浜 佳 葉 子 佐 野 裕 子	東京都政策企画局長 東京都子供政策連携室長 東京都総務局理事(人権担当) 東京都生活文化スポーツ局生活安全担当局長 東京都福祉局長 東京都産業労働局長 東京都教育委員会教育長 警視庁生活安全部長	

第34期東京都青少年問題協議会幹事名簿 (敬称略)

令和6年6月14日現在

職 名	氏 名
政策企画局理事〈計画調整部長事務取扱〉	佐久間 巧 成
政策企画局戦略広報部長	鈴 木 成
総務局人権部長	若 林 和 彦
財務局主計部長	佐 伯 亮
生活文化スポーツ局都民安全推進部長	馬 神 祥 子
生活文化スポーツ局私学部長	加倉井 祐 介
都市整備局市街地建築部長	飯 泉 洋
福祉局企画部長	森 田 能 城
福祉局子供・子育て支援部長	西 尾 寿 一
保健医療局企画部長	吉 原 宏 幸
保健医療局健康安全部長	中 川 一 典
産業労働局総務部長	早 川 八 十
産業労働局雇用就業部長	内 田 知 子
建設局公園緑地部長	佐 々 木 珠
港湾局総務部長	戸 谷 泰 之
教育庁総務部長	岩 野 恵 子
教育庁指導部長	山 田 道 人
教育庁地域教育支援部長	山 本 謙 治
警視庁生活安全部少年育成課長	平 沢 信 行
東京保護観察所民間活動支援専門官	高風聞 由美香
東京家庭裁判所次席家庭裁判所調査官	山 田 英 治

地方青少年問題協議会法

昭和 28 年 7 月 25 日法律第 83 号

最終改正

平成 25 年 6 月 14 日法律第 44 号

(設置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(附則以下 略)

東京都青少年問題協議会条例

制定 昭和 28 年 10 月 20 日条例第 1 0 1 号

改正 平成 12 年 10 月 13 日条例第 1 7 1 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日条例第 1 2 号

(設 置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 2 8 年法律第 8 3 号）第 1 条の規定に基づき、東京都に、知事の附属機関として、東京都青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組 織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員 3 5 人以内をもつて組織する。

2 会長は、知事をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者につき、知事が任命し、又は委嘱する。

- 一 東京都議会議員 6 人
- 二 学識経験者 1 6 人以内
- 三 関係行政庁の職員 5 人以内
- 四 東京都の職員 8 人以内

(委員の任期)

第 3 条 前条第二号の委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長をおく。

3 副会長は、委員が互選する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招 集)

第 5 条 協議会は、知事が招集する。

(専門委員)

第 6 条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

(定数及び表決数)

第 7 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委 任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則（昭和 28 年 10 月 20 日条例第 1 0 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 2 8 年 7 月 2 5 日から適用する。

附 則（平成 12 年 10 月 13 日条例第 1 7 1 号）

この条例は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 1 2 号）

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

東京都青少年問題協議会要綱

(委員の構成)

第1条 東京都青少年問題協議会条例（昭和28年東京都条例第101号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する関係行政庁の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。

- 1 東京労働局職業安定部長
- 2 東京矯正管区第三部長
- 3 東京保護観察所長
- 4 東京地方検察庁刑事部長
- 5 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官

2 条例第2条第4号に規定する東京都の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。

- 1 政策企画局長
- 2 子供政策連携室長
- 3 生活文化スポーツ局生活安全担当局長
- 4 総務局理事
- 5 福祉局長
- 6 産業労働局長
- 7 教育長
- 8 警視庁生活安全部長

(協議題の付議)

第2条 委員が協議のための議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を協議会開催予定日の10日前までに生活文化スポーツ局都民安全推進部に送付するものとする。

(幹事会等)

第3条 東京都青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に幹事及び書記若干を置く。

- 2 幹事及び書記は、東京都の職員及び関係行政庁の職員のうちから知事が任命又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け事務に従事する。
- 5 協議会の庶務は、生活文化スポーツ局都民安全推進部において行う。

付 則

この要綱は、昭和28年10月30日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和51年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和53年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和55年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 16 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 11 月 13 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 10 年 3 月 31 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 16 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

「東京都青少年問題協議会要綱」第3条第2項に基づく幹事の職

政策企画局	計画調整部長
政策企画局	戦略広報部長
総務局	人権部長
財務局	主計部長
生活文化スポーツ局	都民安全推進部長
生活文化スポーツ局	私学部長
都市整備局	市街地建築部長
福祉局	企画部長
福祉局	子供・子育て支援部長
保健医療局	企画部長
保健医療局	健康安全部長
産業労働局	総務部長
産業労働局	雇用就業部長
建設局	公園緑地部長
港湾局	総務部長
教育庁	総務部長
教育庁	指導部長
教育庁	地域教育支援部長
警視庁	生活安全部少年育成課長
東京保護観察所	民間活動支援専門官
東京家庭裁判所	次席家庭裁判所調査官

諮 問

6 生安若第 236 号

東京都青少年問題協議会

会長 小池百合子 殿

私たちの暮らしを取り巻く環境の変化は極めて激しく、少子高齢化、国際競争力の低下など、我が国が先送りしてきた課題が社会の至るところで先鋭化しており、子供・若者を取り巻く状況においても、孤独・孤立、ヤングケアラーなどの社会課題が顕在化しています。

全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子供・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総掛かりで、子供・若者の育成支援の取組を推進していく必要があります。

東京都は、令和 2 年 4 月、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「東京都子供・若者計画」第 2 期を策定しました。

本計画は、今年度をもって計画期間が終了することから、より充実したものへと改定するため、貴協議会において内容を検討いただき、所要の結論を得る必要があります。

よって、下記事項について諮問します。

令和 6 年 6 月 14 日

東京都知事 小池百合子

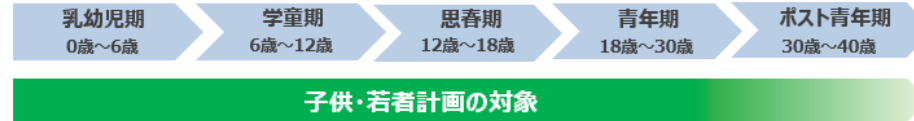
記

「東京都子供・若者計画（第 2 期）」の改定について

東京都子供・若者計画（第2期）の概要

計画の性質

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県計画（第2期：令和2年度～令和6年度）
- 対象は、乳幼児期～青年期（0歳～30歳未満※） ※施策によっては、ポスト青年期（40歳未満）まで



理念 全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援すること

基本方針

I：全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

- 1 社会的自立に向けた「基礎」の形成
- 2 社会形成、社会参加できる力の育成
- 3 社会的・職業的自立を支援
- 4 学びの機会の確保

II：社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

- 1 困難な状況ごとの取組等
- 2 被害防止と保護

III：子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

- 1 家庭の養育力・教育力の向上
- 2 学校・家庭・地域が一体となった子供・若者の育成
- 3 子供・若者の育成環境の整備

施策推進の視点

1. 一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する視点

支援に当たっては、当事者である子供・若者の目線に立ち、意見を尊重し、支援に反映させていく姿勢が重要

2. 子供・若者の状況に応じて支援する視点

子供・若者のライフステージ※を見通した切れ目のない支援と、本人だけでなく、家族も含めた支援が必要

※乳幼児期・学童期・思春期・青年期（ポスト青年期）

3. 子供・若者の支援に社会全体で重層的に取り組む視点

複合的な課題に対応するため、関係機関等※との連携を促進し、社会全体で子供・若者の成長を見守っていくことが重要

※学校、地域、社会、家庭等

施策の展開

庁内関係8局等に加え、国の3機関も含め、約400事業の施策を一覧化

推進体制等の整備

- ・ 都の役割（子供・若者支援協議会等の運営、区市町村・民間団体との連携等）
- ・ 区市町村の役割（子供・若者施策の着実な推進、子供・若者支援協議会の設置等）
- ・ 関係機関との連携強化

子ども基本法・子ども若者育成支援推進法

子ども基本法（令和5年4月施行）

- 【第2条】
- この法律において「**子ども**」とは、**心身の発達の過程にある者**をいう。
 - この法律において「**子ども施策**」とは、**次に掲げる施策その他の子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策**をいう。
 - 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる子どもの健やかな成長に対する支援
 - 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

- 【第11条】 国及び**地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする**

- 【第9条】 **政府は、子ども施策を総合的に推進するため、子ども施策に関する大綱（以下「子ども大綱」という。）を定めなければならない。**

- 子ども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。**
 - 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項**
 - 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）

- 【第8条】
- 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針** 二 **子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項**
 - 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - 第二条第七号に規定する支援に関する事項 二 イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

都道府県こども計画

都における子供政策・少子化対策の推進体制

こども大綱

少子化社会対策大綱

子供・若者育成支援推進大綱

子供の貧困対策に関する大綱

次世代育成支援対策推進法
子ども・子育て支援法

都独自

東京都の少子化対策

法定計画

東京都子供・若者計画

法定計画

東京都子供・子育て支援総合計画

都独自

こども未来アクション

「こども大綱（子ども・若者育成支援推進法第8条第2項の各号に定める内容に該当する部分）」
を勘案し、「子供・若者計画」を策定する必要

1 こども大綱等を踏まえた改定のポイント・論点

- 大綱を踏まえ、施策推進の視点の柱に子供・若者を権利の主体として認識することや、ウェルビーイングの観点を新たに加え、これまでも記載のあった意見を聞きながら支援に反映すること、ライフステージを見通した切れ目のない支援を柱として立てる。
- 孤独・孤立対策推進法の施行や子ども・若者育成支援推進法にヤングケアラーが明記されたことを踏まえ、困難な状況ごとの取組に「孤独・孤立」「ヤングケアラー・若者ケアラー」を加える。
- こども基本法や大綱を踏まえ、子供・若者支援施策の具体的な展開に子供・若者の意見聴取等の取組を反映
- 大綱において、当事者の視点に立った数値目標が設定されたことを踏まえ、都においてもウェルビーイングの向上を目指す数値目標を設定

2 こども基本法や東京都こども基本条例、こども大綱を踏まえ、子供・若者への意見聴取の取組を実施

- 地域の居場所を利用している若者や若者ケアラーから意見を聴取し、計画改訂の議論に活用
- 今後、困難を抱える若者から意見を聴取していく仕組み等を若者部会で検討
- 子供政策連携室が実施する子供の意見を聴く取組の結果を活用

3 第2期計画策定時（令和2年4月）以降の関連する都の計画策定（改定）を反映

- 東京都男女平等参画推進総合計画（令和4年3月）
- 東京都自殺総合対策計画（第二次）（令和5年3月）
- 第11次東京都職業能力開発計画（令和5年3月）
- 「未来の東京」戦略 version up 2024（令和6年1月）
- 東京都の少子化対策2024（令和6年2月）
- こども未来アクション2024（令和6年2月）
- 東京都教育ビジョン（第5次）（令和6年3月）
- 東京都障害者・障害児施策推進計画（令和6年3月）
- 東京都地域福祉支援計画（中間見直し）（令和6年3月）
- 東京都保健医療計画（令和6年3月）
- 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画（令和6年3月）

4 その他

- 都が今年度内に策定する「子供・子育て支援総合計画」「ひとり親家庭自立支援計画」「社会的養育推進計画」と整合を図る。

第34期 東京都青少年問題協議会の運営について（案）

1 東京都青少年問題協議会の運営について

学識経験者の委員により構成する専門部会（「若年支援部会」（※1）及び「若者部会」（※2））を設置し、各々調査審議を行う。（名簿は別紙のとおり）

専門部会（「若年支援部会」及び「若者部会」）には、生活文化スポーツ局及び政策企画局の共同事務局を置く。

※1 若年支援部会

「東京都子供・若者計画（第2期）の改定について」を調査審議

※2 若者部会

「困難を抱える若者の意見を聴取する仕組み等について」を調査審議

会議日程（予定）

開催時期	審議
令和6年6月14日	東京都青少年問題協議会 第1回総会 <ul style="list-style-type: none"> ・副会長の選任 ・諮問事項について ・協議会の運営について
令和6年6月～11月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 若年支援部会及び若者部会における検討 </div>
令和6年12月	拡大専門部会 <ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）まとめ
令和6年12月	東京都青少年問題協議会 第2回総会 <ul style="list-style-type: none"> ・答申決定

（参考）

令和7年1～2月 パブリックコメント実施

3月 計画策定・公表

2 東京都青少年問題協議会の公開等について

(1) 会議

協議会は公開とし、傍聴は傍聴席又はオンラインで行うこととする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。また、公開する場合においても、東京都議会傍聴規則第11条（※1）に定める者については、傍聴席に入ることができない。

会議を傍聴しようとする者は、所定の書面に氏名や連絡先等必要事項を明記しなければならない。

(2) 会議の公開

「附属機関等設置運営要綱」（62 総総行第5号）第6の2に基づき原則として公開とするが、以下の場合には、傍聴を禁止又は制限することもあり得る。

- ① 傍聴の希望人数が会場の収容人数を超える場合
- ② 個人のプライバシー保護、企業秘密保護の必要がある場合及び法令等により公開が禁止されている場合
- ③ 傍聴により委員間の率直な意見の交換等が阻害されると会長が判断した場合
- ④ その他の理由により、出席の委員の過半数が審議を非公開とすることに同意した場合

(3) 開催告知

- ① 開催日時、場所等の告知は、原則として、会議開催の10日前までに、東京都のホームページ（以下単に「ホームページ」という。）に掲載する。
- ② 告知内容
開催日時、場所、議題、傍聴の可否
傍聴可の場合（傍聴可能者数、傍聴に当たっての留意事項等）

(4) 議事録の公開

- ① 原則として、ホームページ及び東京都の都民情報ルームにて公開する。ただし、会長は、(2)②及び③に該当すると認めるとき、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とする。
- ② 前項により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開する。
- ③ 委員は、議事録の確定前に会議の内容について、公開しない。

(5) 会議資料の公開

原則として、総会終了後に、ホームページにて公開する。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(6) その他

これに定めるもののほか、会議の議事手続及びその他会議運営に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

(※1)

東京都議会傍聴規則（昭和49年議会規則第1号）

（傍聴席に入ることができない者）

第十一条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 拡声器、無線機の類を携帯している者
- 三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- 四 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- 五 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者（ただし、傍聴腕章を着用する者を除く。）
- 六 酒気を帯びている者
- 七 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第十二条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- 三～五 略

（傍聴人の退場）

第十五条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 議長が秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- 二 傍聴人がこの規則に違反し、議長が退場を命じたとき。

[参考]

東京都情報公開条例（平成11年条例第5号）

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～四 略

五 都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（六～七 略）

【会場での傍聴に当たっての留意事項】

- 1 会議中は、静粛にし、次の事項を守ってください。
 - (1) 携帯電話、スマートフォン等の電源は、必ず切ること。
 - (2) 指定の場所に着席してください。
 - (3) 発言に対して批評をしたり、拍手その他の方法で賛否を表明したりしないこと。
 - (4) 飲食や談笑をしないこと。
 - (5) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと（病気その他正当な理由がある場合は、申し出てください。）。
 - (6) その他、総会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

- 2 携帯禁止物品の所持について質問を受けた場合に、これに応じないときは、入場を禁止することがあります。

- 3 総会での写真撮影や録音、録画及び会議中の会議の内容に係る電子メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（エックス、フェイスブック、ライン等）による発信は禁止とします。

- 4 審議の非公開の議決があった場合は、速やかに退出願います。

- 5 資料の内容によっては、持ち帰りができない場合があります。

- 6 傍聴を希望される方は、事前に電子メールにより、開催日の前々営業日の正午までに事務局へ申込みください。傍聴希望者が多数の場合は、事務局で抽選により決定します。
電子メール：S1120304@section.metro.tokyo.jp
※ 氏名、緊急時の連絡先、傍聴を希望される会議名を記入願います。

- 7 その他、不明な点は係員の指示に従ってください。

[携帯禁止物品]

銃器、棒、拡声器、無線機、ICレコーダー、カメラ、張り紙、ビラ、プラカード
旗、のぼり、垂れ幕、はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット
その他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物